

デジタル庁

○ 告示第三十五号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

<p>二 令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金（以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、公的給付支給等口座登録関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度清水町一般会計補正予算における、京都市京丹後市から、子育て給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者がいると判定する者）に公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>三 令和六年度京都市京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度京丹後市一般会計補正予算における、京都市京丹後市から、子育て給付金を支給するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、令和三十九年法律第百三十四号）による児童手当関係情報（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定による改正前の児童手当法附則第二十条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下同じ。））の管理に関する事務</p>	<p>令和六年度京都市京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者がいると判定する者）に公的給付に関する情報</p>

附 則

この告示は、公布の日から適用する。